

測量・コンサルタント等一般競争入札（条件付）公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び三郷町契約規則（平成 10 年規則第 9 号）第 2 条の規定により一般競争入札を実施するので、次のとおり公告します。

この入札は、三郷町電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）による電子入札案件です。

令和 8 年 6 月 3 日

三郷町長 木谷 慎一郎

1	業 務 名 称	令和 8 年度 町営住宅 20 号棟外壁改修工事設計業務（社会資本整備総合交付金）
2	業 務 委 託 場 所	生駒郡三郷町立野北 1 丁目 29 番（町営住宅 20 号棟）地内
3	履 行 期 間	契約締結日 から 令和 9 年 3 月 26 日
4	予 定 価 格	15,300,000 円（消費税相当額を除く）
5	最 低 制 限 価 格	12,510,000 円（消費税相当額を除く）
6	開 札 日	開札日：令和 8 年 6 月 30 日（火） 時 間：午前 10 時 00 分 電子入札システムにより開札を行います。
7	業 務 概 要	町営住宅 20 号棟外壁改修工事設計業務
8	競争入札に参加する者に必要な資格	三郷町契約規則（平成 10 年 5 月三郷町規則第 9 号）第 18 条に規定する指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出し、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」といいます。）に登載されている企業であって、次の条件をすべて満たされていること。 (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。 (2) 本公示日までに、有資格者名簿の測量・コンサルタント業務「建築一般」に登載されていること。 (3) 過去 10 年以内に、国、地方公共団体の発注する同種業務（5 階建て以上の公共建築物の外壁改修設計業務）の成果品等の引渡しが完了した元請実績を有すること。 (4) 当該業務の実施に際し必要な技術者を業務期間中配置できること。 (5) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、三郷町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。 (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条の規定による更正手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなさ

		れなかった者とみなします。 (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。 (8) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
9	競争入札参加資格の確認手続	入札に参加しようとするものは、あらかじめ、電子入札参加申込書（様式第 0 号）、一般競争入札（条件付）参加申込書（様式第 1 号）、同種業務の実績に関する資料（様式第 2 号）及び配置予定技術者の資格・業務の経験（様式第 3 号。以下前記様式第 0 号から第 3 号までを合せて「申込書等」といいます。）を町長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。 (1) 申込書等の配布 ア. 期 間 公告日より イ. 場 所 入札情報公開サービスよりダウンロードすることができます。 (2) 申込書等の提出 ア. 期 間 （様式第 0 号） 公告日 ～ 令和 8 年 6 月 17 日（水） （様式第 1～3 号） 令和 8 年 6 月 17 日（水） イ. 申請方法及び場所 （様式第 0 号） 電子入札システム （様式第 1～3 号） 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号 三郷町役場 総務部 まちづくり推進課（庁舎 2 階） ウ. 時 間 午前 9 時 から 午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く） (3) 申請書提出部数 1 部
10	設計図書等閲覧	本業務に係る設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）については、下記の期間入札情報公開サービスよりダウンロードすることができます。 配布開始日 ： 公告日より
11	入札の方法	(1) 電子入札により入札を執行します。 ※なお、やむを得ない事情で三郷町電子入札システムが利用できない場合は、三郷町ホームページに掲載の「紙入札参加承認願」を電子入札参加申込書の提出期日までに、まちづくり推進課へ提出してください。三郷町ホームページ掲載の「郵便入札の方法」に基づき、郵便入札でも受付を行います。 ※電子入札及び郵便入札の両方で応札された場合は、無効となりますのでご注意ください

		ださい。 (2) 入札に係る金額の記入方法 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載してください。 (3) 入札執行回数は 1 回とします。 (4) 電子入札システムによる入札及び郵便入札について、開札日の前日（休日の場合は前日に繰り上げる。）の 17 時までに到着したものを有効とします。
12	入札の無効	この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札条件に違反した入札は、無効とします。
13	入札中止条件	この入札手続執行途中で、競争入札参加資格があると確認された業者が 2 者未満であるときは、その段階で入札手続及び入札を中止します。
14	入札保証金及び契約保証金	三郷町契約規則（平成 10 年 5 月三郷町規則第 9 号）に定めるところによります。
15	その他留意事項	(1) 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。 (2) 現場説明会は原則として実施しません。 (3) 申込書提出時のヒアリングは実施しません。また、申込書等に虚偽の記載が発覚した場合は、本業務の参加資格はないとともに、入札参加停止措置を講ずることがあります。 (4) 詳細については、入札説明書によります。
16	問い合わせ先	不明な点については、三郷町役場総務部まちづくり推進課まで問い合わせてください。